

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IAS 第 36 号の修正 – 回収可能価額の開示

本 IFRS in Focus は、IAS 第 36 号「資産の減損」で要求されている回収可能価額の開示に関して先日公表された修正（以下、「本修正」という）について要約している。

目次

- なぜ本修正を公表したのか？
- どのように開示要求は変わったのか？
- いつ新しい要求事項が適用されるのか？

要点

- IAS 第 36 号についての本修正は、個別資産または資金生成単位 (CGU) の回収可能価額の開示要求を、減損損失を認識または戻入れた期間のみに限定する。
- 個別資産または資金生成単位 (CGU) の回収可能価額が、処分費用控除後の公正価値に基づいて算定されている場合の開示要求を拡大し、明確にしている。
- 本修正は、2014 年 1 月 1 日から発効する。

なぜ本修正を公表したのか？

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の公表に伴い、IAS 第 36 号の開示要求について、いくつかの結果的修正を行った。これらの変更によって生じた影響は、IASB が意図していたよりも大きかった。具体的には、のれん（または耐用年数を確定できない無形資産）の帳簿価額の重要な部分が配分された資金生成単位 (CGU) または単位グループの回収可能価額を每期開示する要求事項を導入している。この要求事項について、IASB は、そのような開示は減損損失を認識した場合、または戻入れを行った報告期間のみに限定することを意図していた。また、IASB は、「処分費用控除後の公正価値」および「使用価値」に基づいた回収可能価額について、広範で一貫性のある開示要求の維持を望んでいる。

2013 年 1 月、IASB は、公開草案 ED/2013/1「非金融資産に係る回収可能価額の開示 (IAS 第 36 号の修正案)」を公表した。関連するデュー・プロセスが完了し、IASB は、意図した開示要求を明確にするため、IAS 第 36 号の修正を公表した。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

見解

この一連の修正のデュー・プロセスの正式な一部ではないが、IASBは、公開草案ED/2012/1「年次改善(2010~2012年サイクル)」から生じた、IAS第36号への更なる変更を組み込むことを決定した。本修正は、現在価値技法を使用した処分費用控除後の公正価値に基づく「減損した資産の回収可能価額」の現在および過去の測定に使用した割引率の開示を企業に要求している。

どのように開示要求は変わったのか？

減損がない場合または減損の戻入れがない場合に「回収可能価額」を開示する要求事項を削除することに加え、本修正は、減損を認識または戻し入れ、かつ、「回収可能価額」が「処分費用控除後の公正価値」に基づいている場合に、以下の開示を要求している。

- 個別資産または資金生成単位(CGU)の公正価値測定が決定された IFRS 第 13 号に基づく「公正価値ヒエラルキー」のレベル
- 公正価値ヒエラルキーの「レベル 2」または「レベル 3」の公正価値測定に関する以下の事項
 - 使用された評価技法および評価技法の変更に関する説明
 - 公正価値の測定に使用された主要な仮定。現在価値技法を使用して、「処分費用控除後の公正価値」を測定した場合には、現在および過去の測定に使用した割引率を含む

個別資産または資金生成単位(CGU)の「使用価値」に基づいた、減損および減損の戻入れに関する開示要求は、修正されていない。

見解

IAS 第 36 号の公正価値測定の開示要求は、米国会計基準での減損資産の開示要求と揃えられた。IFRSと米国会計基準では、異なる減損モデルを採用しているが、IASBは、両基準間で開示情報を揃えることで、IFRSに従って作成される財務諸表と米国会計基準に従って作成される財務諸表の比較可能性が改善することについて、「結論の根拠」で言及している。

いつ新しい要求事項は適用されるのか？

本修正は、2014年1月1日以後に開始する事業年度から遡及適用される。また、IFRS第13号を合わせて適用する場合、本修正の早期適用が認められる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。